

日本における公衆衛生リスクの
分析・アセスメントの取組・制度と
その手法に関する調査

令和3年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
「オールハザード・アプローチによる公衆衛生リスクアセスメント及びインテリジェンス機能の確立に資する研究」班
（研究代表者 富尾淳）令和4年（2022年）3月

1. 調査の概要

1) 目的

公衆衛生危機管理の充実に向けて、各国は自然災害、感染症、化学物質、放射線など脅威となりうるリスクを事前に把握・評価するとともに、事案発生を早期に検知し関係機関が連携し調整のとれた対応を行うことが求められている。本調査は、様々な公衆衛生リスクの評価及び事案発生時の対応の在り方について、我が国の現状を整理することを目的とする。

2) 方法

① 調査対象

脅威・ハザード※の対応にあたる組織：中央省庁、都道府県、市区町村、大学、研究機関

② 調査項目

脅威・ハザードへの対応している組織の取り組み（公開されている計画等を整理）

※本調査で対象とする脅威・ハザード

- 自然ハザード（地震・火山等の地質学的ハザード、台風等の気象学的ハザードなど）
- 感染症
- 人為的ハザード（テロ（化学、生物、放射線、核、爆発物など）、戦争、交通災害など）

③ 調査方法

②の内容について、WEB サイトにより検索し調査を実施し、一覧に整理するとともに、概要を整理する。WEB サイトの検索は、対象組織内の事務分掌等を整理し、そのうち脅威・ハザードに対する対応をする部署を抽出し、対応計画や対応事例等の情報を整理する。

一覧の整理にあたっては公開資料が a. システム・制度の沿革と法的根拠、b. 所管組織（保健医療部門の位置付け）、c. リスクアセスメントの手法と活用方法、d. 情報発信・リスクコミュニケーション（オールハザード・アプローチをとっているかどうか、未知の事象の扱いについて）に区分して整理を行う。

2. 結果

1) 調査対象組織

脅威・ハザードの内容への対応について、国内の各組織を対象とした調査を実施した。調査の結果 1,099 件の情報が得られた(別表参照)。

2) ハザードごとの事案への対応組織と情報・対応の流れ

調査した結果からハザードごとの対応について、事業者、地方公共団体、研究機関等、国がどのようにかわるか、特に保健医療部門がどのような位置づけで対応するのか整理した。

表 1 で整理した情報を踏まえ、ハザードごとの平時のリスク評価、事案発生時の対応について、整理をした(表 2 参照)。また、ハザードごとに「システム・制度の沿革と法的根拠」、「所管組織(保健医療部門の位置付け)」、「リスクアセスメントの手法と活用方法」、「インテリジェンス機能(情報処理・分析)」、「情報発信・リスクコミュニケーションのあり方」の区分で概要を整理した。

3) 結果の概要

- 我が国では、自然ハザード、感染症及び人為的ハザードに対して、各種法制度、計画、マニュアル、指針等が各主体それぞれで準備され対応体制が整えられていた。
- 国内の各組織では、既存の法制度の枠組みで対処を行うことが難しい危機に対して、危機管理指針などの包括的な枠組みで対応している事例も見られた。
- 一方で、リスクアセスメントは実施されたとしてもハザード・脅威ごとに別に扱われており、WHO が推奨するようなオールハザード対応のものとはなっていない。そのため、国としてのリスクプロファイルが提示されない状況である。

表 1 ハザードごとの主な対応組織と情報・対応の流れ

ハザード		参考とした 主な資料	事業者	地方公共団体、 研究機関等	国
区分 1	区分 2				
自然ハザード（地震・火山等の地質学的ハザード、台風等の気象学的ハザードなど）		「厚生労働省防災業務計画 ¹ 」、「東京都地域防災計画 ² 」、「防災業務計画（東京ガス株式会社 ³ ）」、「日本医師会防災業務計画 ⁴ 」	○管理する施設等の被害状況の調査を行い、対策を実施する。必要に応じて、地方公共団体等へ情報共有・連携を行う。	○地方公共団体（都道府県、市町村）の保健医療部門は、自然災害発生時は応急対策として初動医療体制等、医薬品・医療資器材の供給、医療施設の確保、行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等を行う。	○自然災害への対応を実施している地方公共団体の情報は国の対策本部、総務省消防庁、自衛隊等に情報連絡が行われる。
感染症		「厚生労働省健康危機管理基本指針 ⁵ 」、「感染症健康危機管理実施要領 ⁶ 」、「東京都新型コロナウイルス等対策行動計画 ⁷ 」	○業務継続計画などに基づいて対策を実施する（保健所等への状況報告含む）。	○地方公共団体（都道府県、市町村）の保健医療部門は、新型コロナウイルス等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること等を行う。	○感染症の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等について速やかな情報収集・情報分析を行い厚生労働省へ情報連絡が行われる。
人為的ハザード（テロ（化学、生物、放射線、核、爆発物など）、戦争、交通災害など）	テロ（化学、生物、放射線、核、爆発物など）、戦争	「厚生労働省国民保護計画 ⁸ 」、「NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル ⁹ 」、「都道府県国民保護モデル計画 ¹⁰ 」、「東京都国民	○管理する施設等の被害状況の調査を行い、対策を実施する。必要に応じて、地方公共団体等へ情報共有・連携を行う。	○地方公共団体（都道府県、市町村）の保健医療部門は被災者に対する医療の提供などの対応を行う。	○国民保護事案に対応している地方公共団体の情報は、国の対策本部、総務省消防庁、自衛隊等に情報連絡が行われる。 ○「NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」では様々な情報連携や対応の連携の在り方がまとめられている。

¹ 厚生労働省防災業務計画、令和3年9月修正、厚生労働省、https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/gyomu_gyousei_13.pdf

² 東京都地域防災計画、東京都、<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/index.html>

³ 防災業務計画（東京ガス株式会社）、2021年4月、東京ガス株式会社、<https://www.tokyo-gas.co.jp/anzen/pdf/bousai.pdf>

⁴ 公益社団法人日本医師会防災業務計画、令和2年6月1日改定、公益社団法人日本医師会、<https://www.med.or.jp/doctor/report/saigai/bousaikeikaku20200601.pdf>

⁵ 厚生労働省健康危機管理基本指針、厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/sisin/index.html>

⁶ 感染症健康危機管理実施要領、厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/kansen/index.html>

⁷ 東京都新型コロナウイルス等対策行動計画、平成30年7月（変更）、東京都、<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shingatainflukoudoukeikaku.files/tokyo-plan-of-action-2018.pdf>

⁸ 厚生労働省国民保護計画、最終改正：令和元年6月25日、厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/dl/tp190628-01-02.pdf>

⁹ NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル、平成28年1月29日改訂、NBCテロ対策会議幹事会、<https://www.mhlw.go.jp/topics/2017/01/dl/tp01117-z02-01s.pdf>

¹⁰ 都道府県国民保護モデル計画、平成17年3月、消防庁国民保護室、https://www.fdma.go.jp/mission/protection/item/protection001_22_todoufukun_KokuminHogo.pdf

ハザード		参考とした 主な資料	事業者	地方公共団体、 研究機関等	国
区分1	区分2				
		保護計画 ¹¹ 、「国民保護業務計画（東京ガス株式会社） ¹² 」			
	交通災害 ¹³	「厚生労働省防災業務計画」、「東京都地域防災計画（大規模事故編） ¹⁴ 」、「防災業務計画（東京ガス株式会社）、「日本医師会防災業務計画」	○管理する施設等の被害状況の調査を行い、対策を実施する。必要に応じて、地方公共団体等へ情報共有・連携を行う。	○地方公共団体（都道府県、市町村）の保健医療部門は、大規模事故の被害状況にあわせた医療救護活動を行う。	○大規模事故等への対応を実施している地方公共団体の情報は国、総務省消防庁等に情報連絡が行われる。
	化学物質事故	「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き ¹⁵ 」より	○化学物質を取り扱う事業者は事故が発生した場合は、消防部局、環境部局に連絡を行う。	○市区町村の環境部局は、事故の状況、被害拡大のおそれ等を総合的に考慮して、対応体制を速やかに立ち上げ、役割分担を明確にする必要がある。また、平常時に整備した連絡ルートを活用し、情報担当においては、関係部局等との情報共有を速やかに開始する必要がある。 ○情報は都道府県・隣接自治体、環境研究所、保健所へ通報が行われる。	○環境省に報告が行われる。

¹¹ 東京都国民保護計画、令和元年7月、東京都、
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/365/kokuminhogokeikaku_r1.pdf

¹² 国民保護業務計画（東京ガス株式会社）、2021年4月、東京ガス株式会社、<https://www.tokyo-gas.co.jp/anzen/pdf/kokumin.pdf>

¹³ 本調査では、災害対策基本法で定義されている大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害を想定した。

¹⁴ 東京都地域防災計画（大規模事故編）、東京都、
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/362/202102/1.pdf

¹⁵ 自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き、環境省、
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/13403.pdf>

表 2 ハザードごとの対応の概要

ハザード		事前のリスク評価手法	事案発生時の検知・分析と緊急対応のシステム
区分1	区分2		
自然ハザード（地震・火山等の地質学的ハザード、台風等の気象学的ハザードなど）		○自然ハザードに対する、地理的・社会的特徴を踏まえた被害想定を行い、それらに備えることを予防計画として整理している。	○気象庁からの情報、地震計、水位計、その他各種自然ハザードに関する情報収集、カメラ等による被害情報等を収集整理して、災害対応を進める。
感染症		○感染症による流行規模・被害想定を行い、その結果を踏まえて対策を検討している。	○感染症の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等について速やかな情報収集・情報分析、対策を行う体制が整えられている。
人為的ハザード（テロ（化学、生物、放射線、核、爆発物など）、戦争、交通災害など）	テロ（化学、生物、放射線、核、爆発物など）、戦争	○地理的・社会的特徴を踏まえて武力攻撃事態及び緊急処理事態を想定し、それらに備えた対策を計画として整理している。	○被害情報を踏まえて事態の類型、国からの国民保護事案の認定などを受けて、対応を進める。
	交通災害	○大規模事故に対しては、地域の特性を踏まえるとともに地域内の危険物施設等、船舶、航空機、鉄道等の状況を把握して対策を検討している。	○事業者、警察、消防等からの情報収集を行い、分析し対応を進める。
	化学物質事故	○PRTR 制度 ¹⁶ は、354 種の化学物質について、事業所から環境への排出量及び廃棄物としての移動量を毎年国に届け出ることとし、届出対象事業所以外の環境への排出量の推計と合わせて、排出量・移動量の集計結果を国が公表する制度である。MSDS 制度 ¹⁷ は、435 種の化学物質について、事業者間で取引を行う際、物質の有害性や取扱に関する情報をデータシートの形で伝達する制度である。化学物質管理に関しては、化管法に基づき国が化学物質管理指針を定めており、事業者に対し、化学物質管理のための方針、目標、計画等を定めることを求めている。 ¹⁸	○化学事故時の P R T R 対象化学物質の環境中への排出に関する P R T R 届出・推計については、法令に明文の規定はないものの、P R T R 排出量等算出マニュアル（経済産業省・環境省）において、届出の対象としている。一方、現行の化学物質管理指針には、化学事故時の措置については記述されていない。事故に関する規定がある法律に基づいて対応がなされる（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、毒物及び劇物取締法、消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法）。 ¹⁹ ○環境省では「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」を公開して対応の考え方を示している。 ²⁰ ○都道府県では条例に基づき事故時の対応を実施している例がある。愛知県では、「県民の生活環境の保全等に

¹⁶ PRTR 制度（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出・移動量届出制度）

¹⁷ MSDS 制度（Material Safety Data Sheet：化学物質安全性データシート制度）

¹⁸ 化学物質排出把握管理促進法の施行の状況及び今後の課題について、化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会、<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/kondankai/houkokusyo/houkokusyo.pdf>

¹⁹ 化学事故時における化学物質の排出について、化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会、<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/kondankai/2/2-7.pdf>

²⁰ 自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き、環境省、<https://www.env.go.jp/press/files/jp/13403.pdf>

ハザード		事前のリスク評価手法	事案発生時の検知・分析と緊急対応のシステム
区分1	区分2		
			関する条例」(県条例) 第 70 条の規定に基づき、一定の要件を満たす事業者の方には特定化学物質に関する事故時の応急措置及び通報、事故後の届出を義務付けている。 ²¹

²¹ 事故時の措置・届出等、愛知県、https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudoka/jigyo/prtr/01jigyousya/jyourei_todokede/jikosoti.html

表 3 自然ハザード（地震・火山等の地質学的ハザード、台風等の気象学的ハザードなど）（事例）

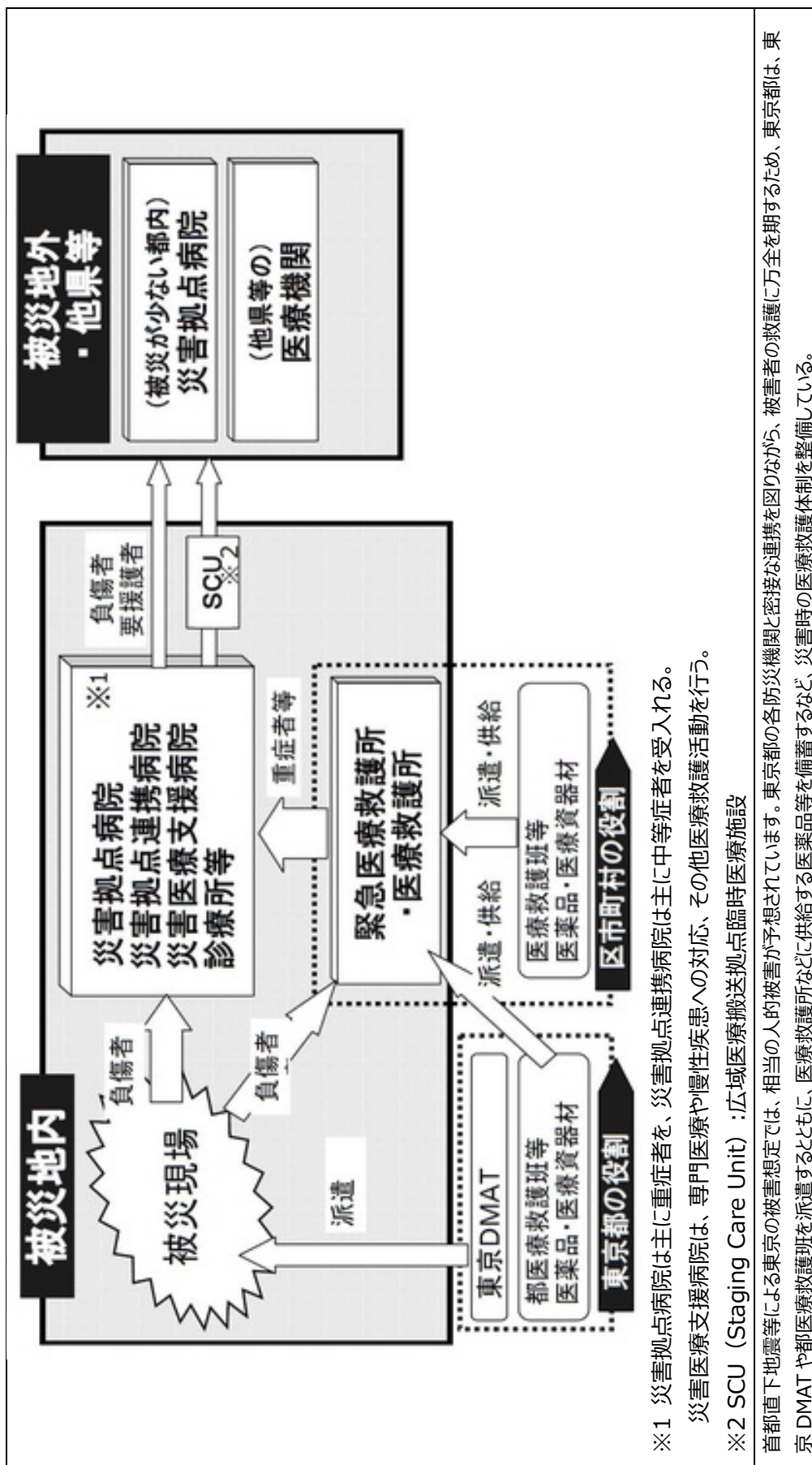
ハザード 区分	システム・制度の沿革と法的根拠		所管組織（保健医療 部門の位置付け）	リスクアセスメントの 手法と活用方法	インテリジェンス機能（情報処 理・分析）	情報発信・リスクコミュニ ケーションのあり方
	システム・制度名	沿革・概要				
自然ハザード（地震・火山等の地質学的ハザード、台風等の気象学的ハザードなど）	<p>システム・制度名 災害対策基本法²²</p> <p>システム・制度名 防災計画（防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画）</p> <p>沿革・概要 国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。</p>	<p>所管組織（保健医療部門の位置付け） 東京都では都福祉保健局、区市町村、等が中心となり、自然災害発生時は応急対策として初動医療体制等、医薬品・医療資器材の供給、医療施設の確保、行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等が行われる²³。また、日本医師会は、都道府県医師会との緊密な連絡調整のもと、国等の災害対応に係る関係諸機関及び関係学会と相互に連携を図りながら、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を遂行することとなっている²⁴。</p>	<p>リスクアセスメントの手法と活用方法 自然災害に対しては、過去の災害等を踏まえて、被害想定を行い、その結果を踏まえて対策を検討している。例えば、東京都では、防災機関や区市町村等 92 か所に災害情報システム（DIS）を整備している。また、高所カメラ及びヘリコプターを活用した画像情報等を活用するなど、災害情報の収集体制を強化している。情報は、収集・分析され災害応急対策等に活かされるとともに、国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築している。</p>	<p>インテリジェンス機能（情報処理・分析） 自然災害に対しては、様々な情報収集・分析の体制が整えられている。例えば、東京都では都庁を中心とした東京都防災行政無線網を各区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備するとともに、防災機関や区市町村等 92 か所に災害情報システム（DIS）を整備している。また、高所カメラ及びヘリコプターを活用した画像情報等を活用するなど、災害情報の収集体制を強化している。情報は、収集・分析され災害応急対策等に活かされるとともに、国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築している。</p>	<p>情報発信・リスクコミュニケーションのあり方 自然災害時の情報発信は防災行政無線、メール、WEB サイト、SNS 等様々な方法でなされている。例えば、東京都では、東京都防災行政無線網を都庁と各区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備するとともに、災害情報システム（DIS）を防災機関や区市町村等 81 機関に整備するなど、防災機関等における通信網を確保してきた。例えば、東京都防災ホームページや東京都防災 Twitter、東京都防災アプリ等を活用して、都民への情報発信を行っている。</p>	

²² 災害対策基本法、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC00000000223>

²³ 東京都地域防災計画、東京都、<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/index.html>

²⁴ 公益社団法人日本医師会防災業務計画、令和 2 年 6 月 1 日改定、公益社団法人日本医師会、<https://www.med.or.jp/doctor/report/saigai/bousaikaikaku20200601.pdf>

図1 自然ハザード（地震・火山等の地質学的ハザード、台風等の気象学的ハザードなど）：東京都の災害時医療救護の流れ²⁵（事例）



※1 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。

災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

※2 SCU (Staging Care Unit) : 広域医療搬送拠点臨時医療施設

首都直下地震等による東京の被害が予想されています。東京都の各防災機関と密接な連携を図りながら、被害者の救護に万全を期するため、東京都は、東京DMAT や都医療救護班を派遣するとともに、医療救護所などに供給する医薬品等を備蓄するなど、災害時の医療救護体制を整備している。

²⁵ 災害時の医療救護体制、東京都総務局総合防災部防災管理課、<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/bousai/1000027/1000344.html>

表 4 感染症（事例）

ハザード 区分	システム・制度の沿革と法的根拠			所管組織（保健医療部門の位置付け）	リスクアセスメントの手法と活用方法	インテリジェンス機能（情報処理・分析）	情報発信・リスクコミュニケーションのあり方
	法律名等	システム・制度名	沿革・概要				
感染症	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年 法律 第 31 号） ²⁶ 、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 法律 第 114 号） ²⁷ 、	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画を作成し、対策の内容及び実施方法について定めている。 ²⁸ また、厚生労働省では「感染症健康危機管理実施要領」を作成し、厚生労働省内での感染症対策に係る危機管理の具体的な対処要領を定めている。 ²⁹	新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、整備や発生時の際の措置を定めている。 ³⁰	東京都では、福祉保健局が新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応の方針に関すること等の中心的な役割を担っている。 ³¹	感染症による流行規模・被害想定を推し、その結果を踏まえて対策を検討している。例えば、東京都では「有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置く」としており、政府行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約 30%が罹患するものとして流行予測を実施している。 ³²	感染症の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等について速やかな情報収集・情報分析を行う体制が整えられている。例えば東京都では、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える、となつてい	東京都では、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供している。報道発表についても発表内の一元化など整理されている。

²⁶ 新型インフルエンザ等対策特別措置法、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC00000000031>

²⁷ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC00000000114>

²⁸ 新型インフルエンザ等対策特別措置法、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC00000000031>

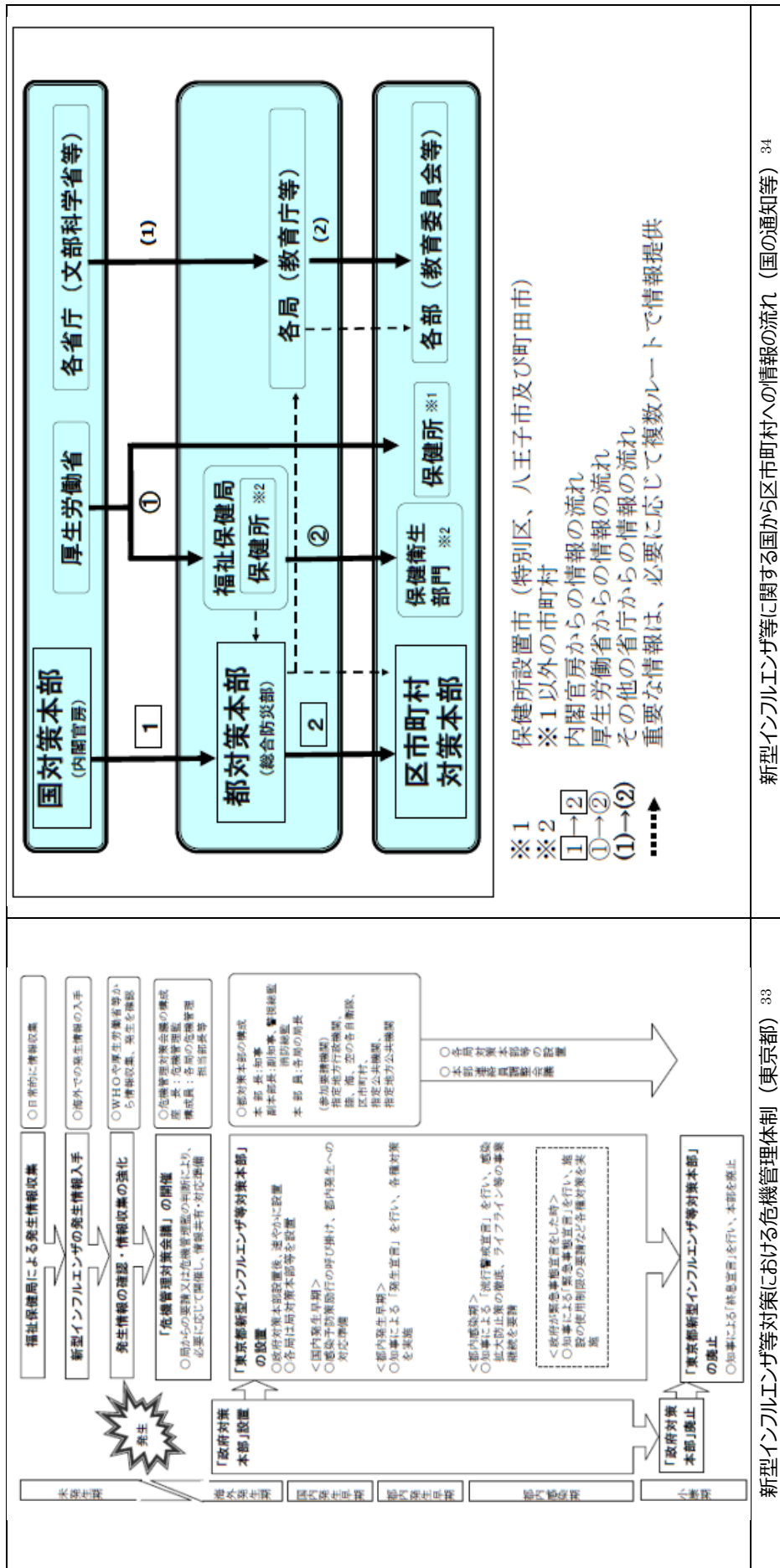
²⁹ 感染症健康危機管理実施要領、厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/kansen/index.html>

³⁰ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要、内閣官房、https://www.cas.go.jp/jp/influenza/pdf/130413houritu_gaiyou.pdf

³¹ 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画、平成 30 年 7 月変更、東京都、<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryof/kansen/shingatainflu/koudoukeikaku.files/tokyo-plan-of-action-2018.pdf>

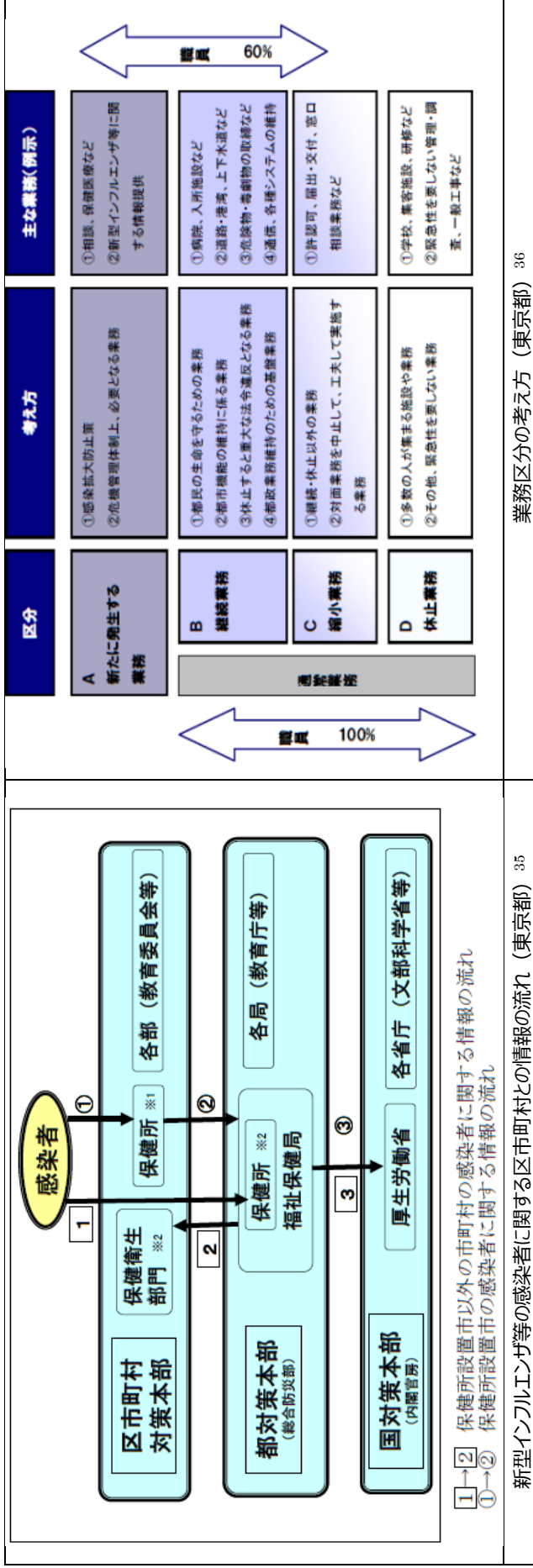
³² 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画、平成 30 年 7 月変更、東京都、<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryof/kansen/shingatainflu/koudoukeikaku.files/tokyo-plan-of-action-2018.pdf>

図2 感染症：新型インフルエンザ等対策における危機管理体制、新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（事例）



2018.pdf
 33 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画、平成30年7月変更、東京都、<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryof/kansen/shingatainfl/koudoukeikaku.files/tokyo-plan-of-action-2018.pdf>
 34 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画、平成30年7月変更、東京都、<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryof/kansen/shingatainfl/koudoukeikaku.files/tokyo-plan-of-action-2018.pdf>

図3 感染症：新型コロナウイルス等々の感染者に関する区市町村との情報の流れ、業務区分の考え方（事例）



³⁵ 東京都新型コロナウイルス等対策行動計画、平成30年7月変更、東京都、<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shingatainflu/koudoukeikaku.files/tokyo-plan-of-action-2018.pdf>

³⁶ 東京都新型コロナウイルス等対策行動計画、平成30年7月変更、東京都、<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shingatainflu/koudoukeikaku.files/tokyo-plan-of-action-2018.pdf>

表 5 人為的ハザード（テロ・戦争）（事例）

ハザード		システム・制度の沿革と法的根拠		所管組織（保健医療部門の位置付け）	リスクアセスメントの手法と活用方法	インテリジェンス機能（情報処理・分析）	情報発信・リスクコミュニケーションのあり方	
区分1	区分2	システム・制度名	法律名等	沿革・概要				
人為的ハザード（テロ、生物、化学、放射線、核、爆発物など）、戦争、交通災害など）	テロ・戦争	国民の保護に関する計画（国民保護計画、国民保護業務計画）を作成し国民保護に関するべき措置を定めている。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号） ³⁷	我が国に対する外部からの武力攻撃に際し、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な法制を整備することは、国としての当然の責務であるとの観点から、平成15年6月に、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）が成立した。この法律を受けて、翌16年6月には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が成立し、事態対処法と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための基本的な法制が整備された。 ³⁸	東京都では、被災者に対する医療の提供として都福祉保健局等が対応することとなっている。 ³⁹	武力攻撃事態（着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃） ⁴⁰ 、緊急対処事態（危険物質を有する施設への攻撃 ⁴¹ 、大規模集客施設等への攻撃 ⁴² 、大量殺傷物質による攻撃 ⁴² 、交通機関を破壊手段とした攻撃 ⁴³ ）に 関して、地域特性を踏まえた事態を想定し、対策を検討している。 例えば、東京都では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も想定されている。	自然災害への対応体制を活用する例が多い。 「NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」では救助・救急搬送、救急医療体制連携モデルなど様々な情報連携や対応の連携の在り方がまとめられている。 東京都では、武力攻撃事態等における通信・連絡のため、防災計画で整備された通信連絡体制、情報の収集・分析体制を整えている。	情報発信・リスクコミュニケーションのあり方 自然災害への対応体制を活用する例が多い。 東京都では、防災行政無線や電話・FAX、テレビ・ラジオに止まらず、ホームページやTwitterをはじめ多様な手段を活用し、警報や避難の指示等を迅速・的確に伝達するためのしくみや協力関係を構築している。

³⁷ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC0000000112>

³⁸ 国民保護ポータルサイト、内閣官房、<https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/index.html>

³⁹ 東京都国民保護計画、令和元年7月、東京都、https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/000/365/kokuminhogokeikaku_r1.pdf

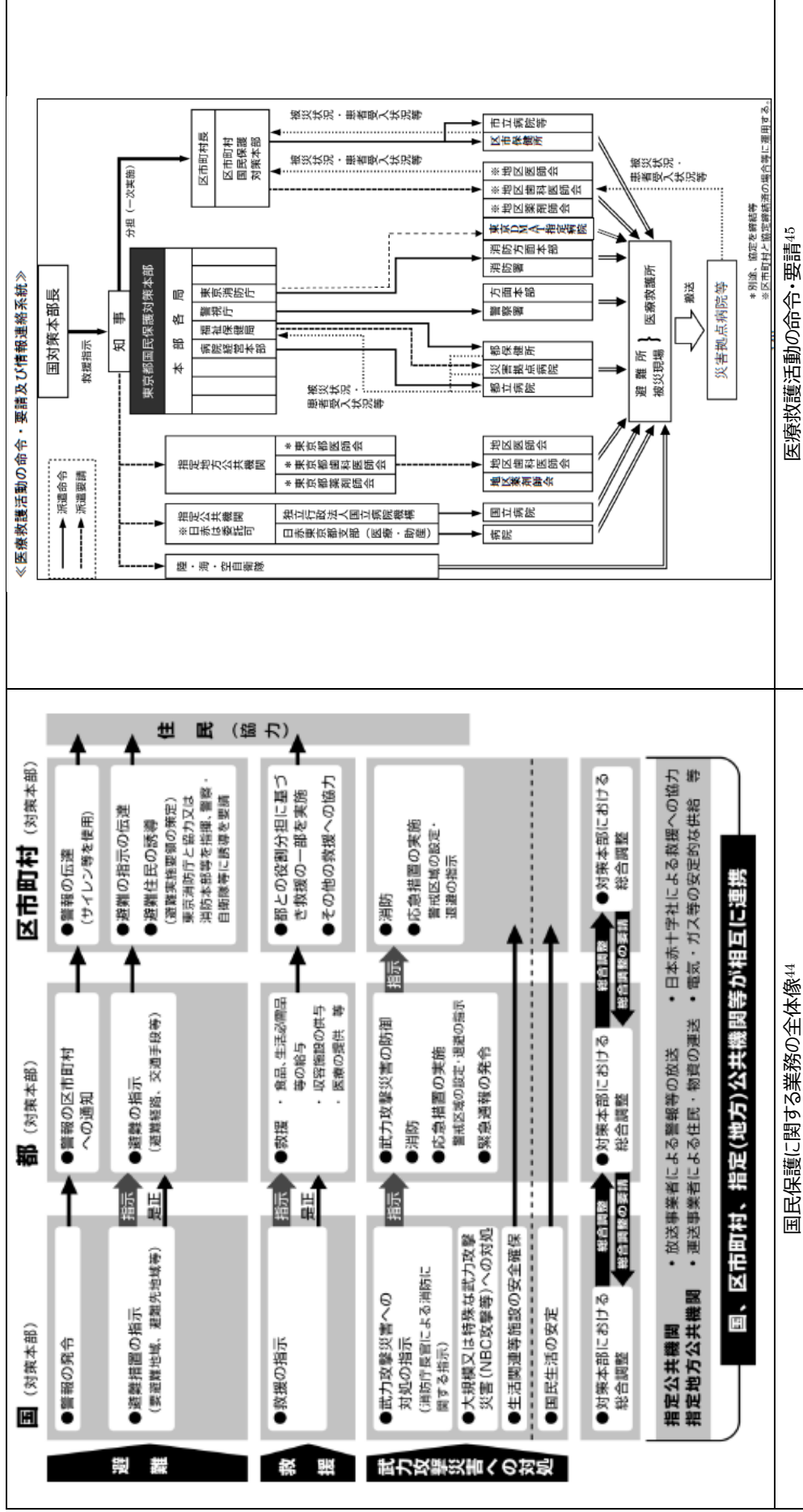
⁴⁰ 原発、石油コンビナート等に対する攻撃

⁴¹ ターミナル駅、列車等に対する攻撃

⁴² 炭疽菌、サリン等を使用した攻撃

⁴³ 航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

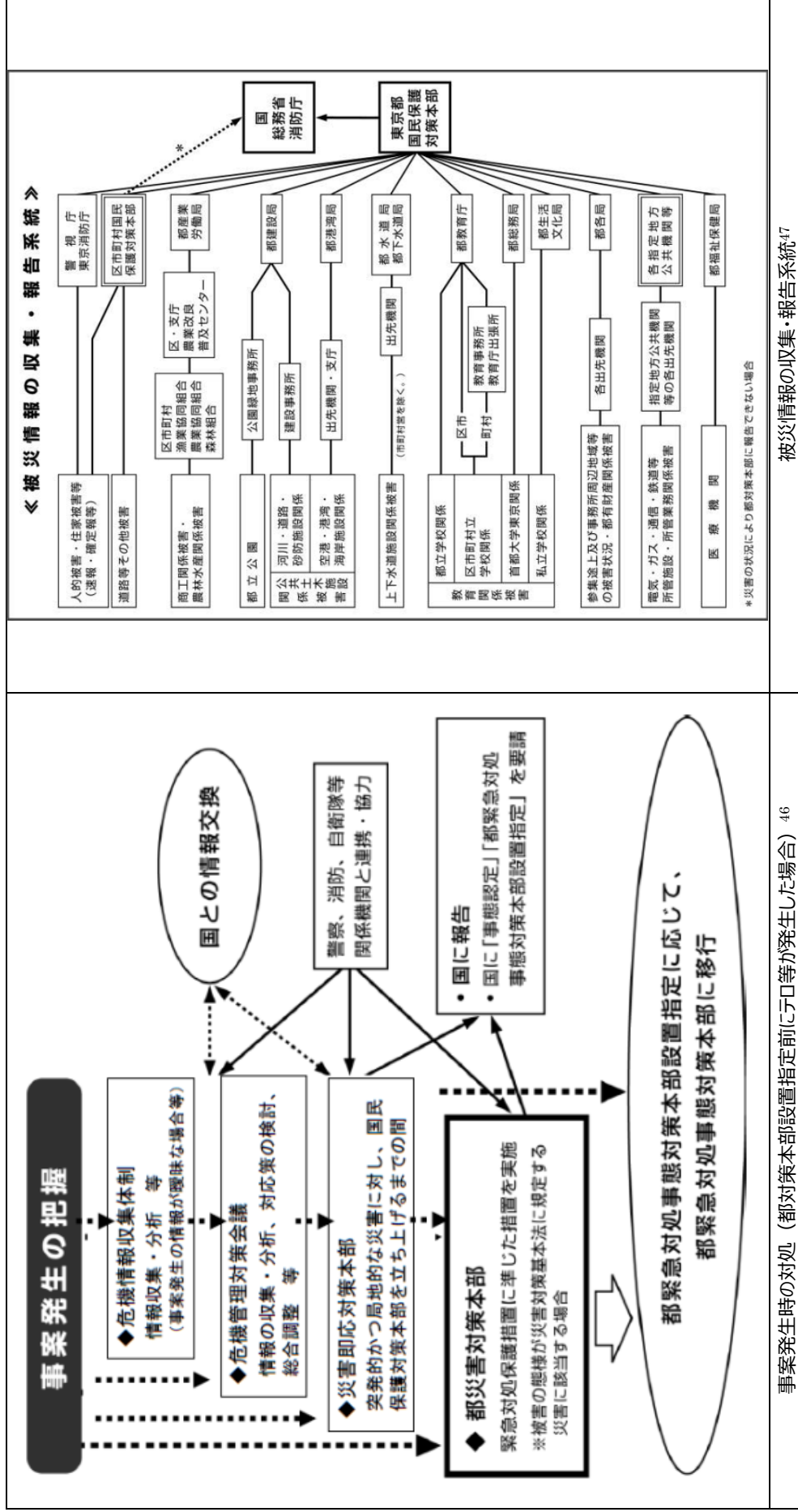
図 4 人為的ハザード（テロ・戦争）：国民保護に関する業務の全体像及び医療救護活動の命令・要請（事例）



44 東京都国民保護計画、令和元年7月、東京都、https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/000/365/kokuminhogokeikaku_r1.pdf

45 東京都国民保護計画、令和元年7月、東京都、https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/000/365/kokuminhogokeikaku_r1.pdf

図 5 人為的ハザード（テロ・戦争）：情報連絡系統、事案発生時の対処及び被災情報の収集・報告系統（事例）



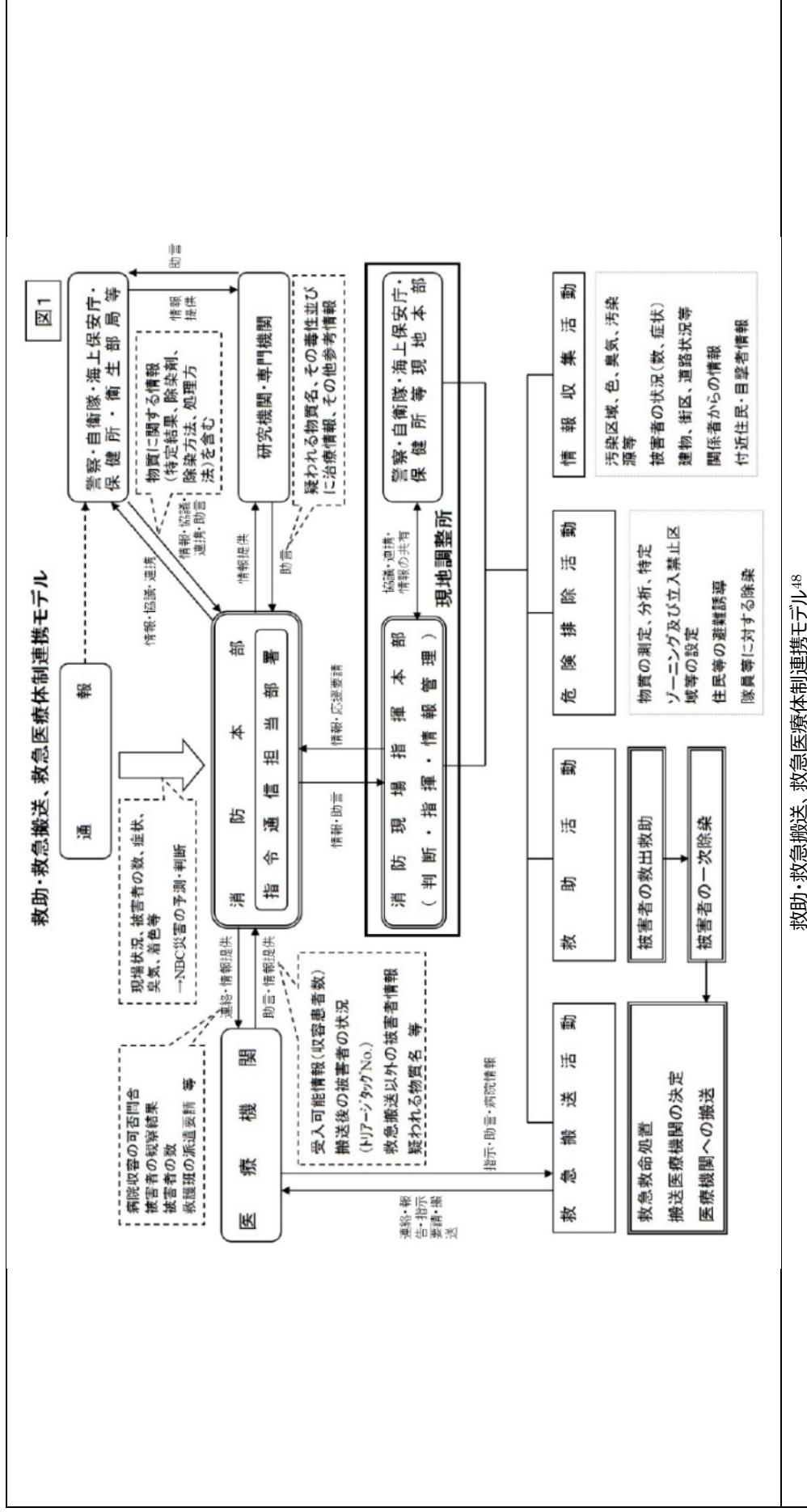
事案発生時の対処（都対策本部設置指定前にテロ等が発生した場合）⁴⁶

被災情報の収集・報告系統⁴⁷

⁴⁶ 東京都国民保護計画、令和元年7月、東京都、https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/_page_001/000/365/kokuminhogokeikaku_r1.pdf

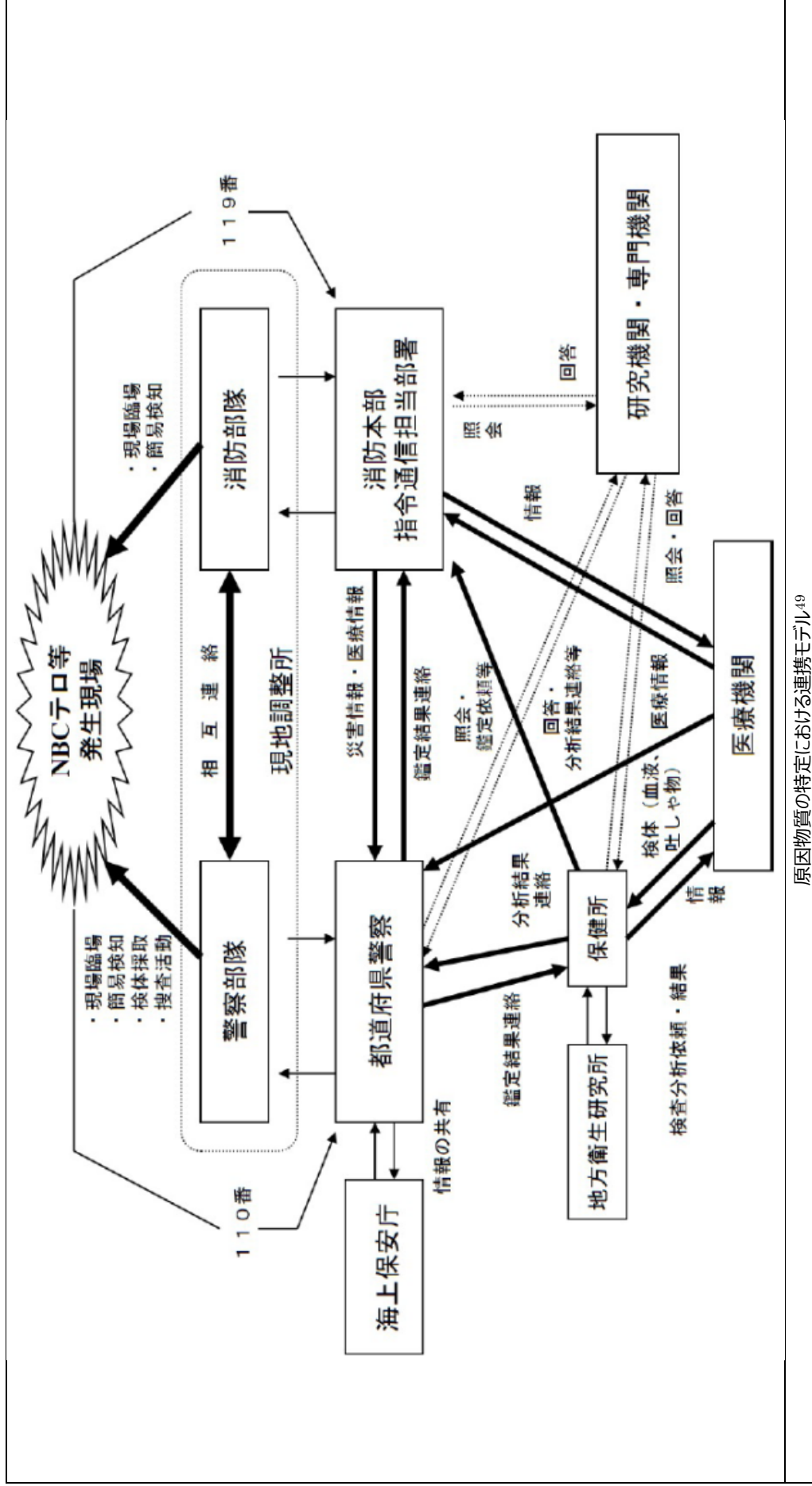
⁴⁷ 東京都国民保護計画、令和元年7月、東京都、https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/_page_001/000/365/kokuminhogokeikaku_r1.pdf

図6 人為的ハザード（テロ・戦争）：救助・救急搬送、救急医療体制連携モデル（事例）



48 NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル、平成28年1月29日改訂、NBCテロ対策会議幹事会、<https://www.mhlw.go.jp/topics/2017/01/dl/tp0117-z02-01s.pdf>

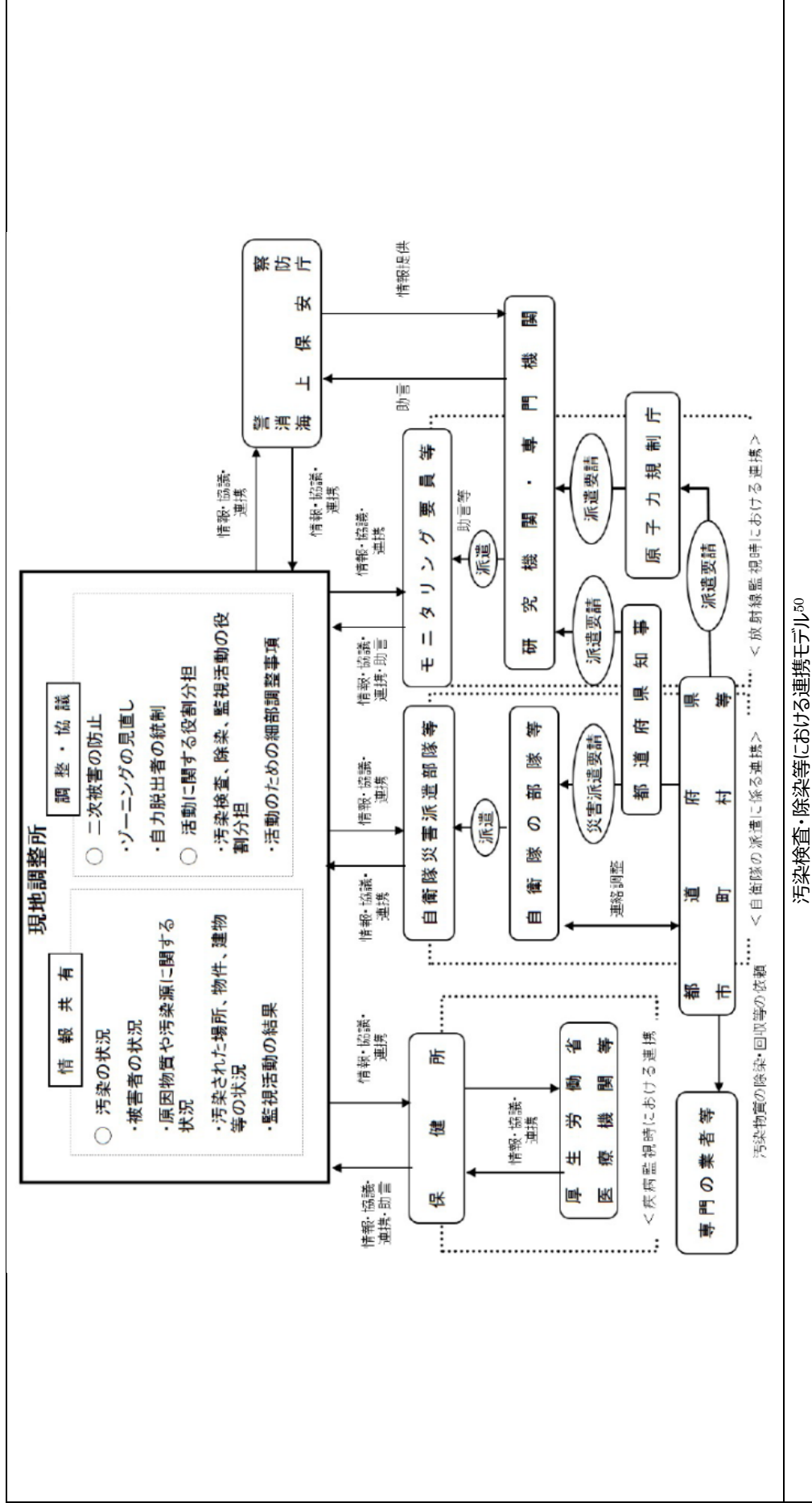
図 7 人為的ハザード（テロ・戦争）：原因物質の特定における連携モデル（事例）



原因物質の特定における連携モデル⁴⁹

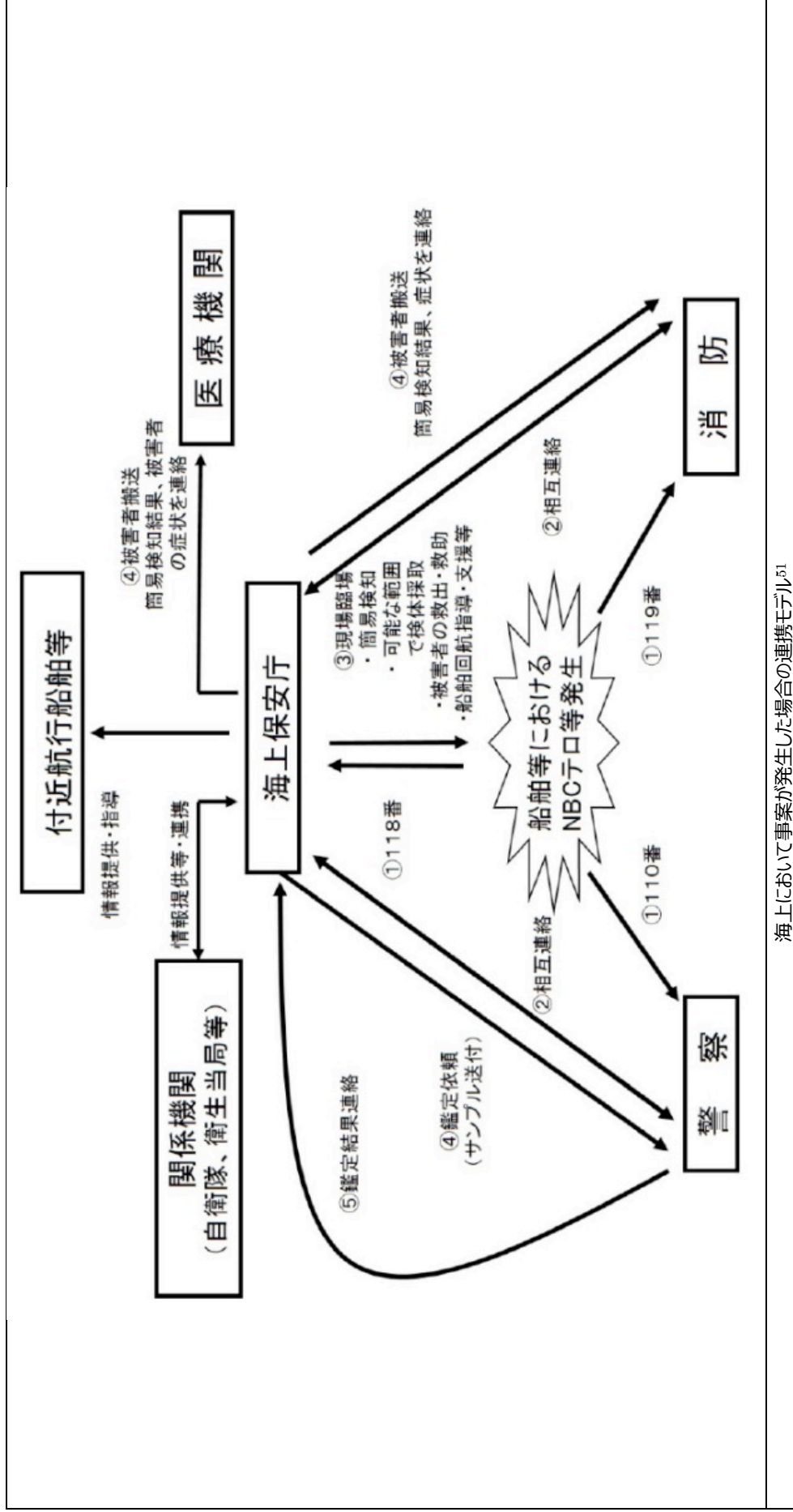
49 NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル、平成28年1月29日改訂、NBCテロ対策会議幹事会、<https://www.mhlw.go.jp/topics/2017/01/dl/tp0117-z02-01s.pdf>

図 8 人為的ハザード（テロ・戦争）：汚染検査・除染等における連携モデル（事例）



50 NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル、平成 28 年 1 月 29 日改訂、NBC テロ対策会議幹事会、<https://www.mhlw.go.jp/topics/2017/01/dl/tp0117-z02-01s.pdf>

図 9 人為的ハザード（テロ・戦争）：海上において事案が発生した場合の連携モデル（事例）



⁵¹ NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル、平成 28 年 1 月 29 日改訂、NBC テロ対策会議幹事会、<https://www.mhlw.go.jp/topics/2017/01/dl/tp0117-z02-01s.pdf>

表 1 人為的ハザード（交通災害）（事例）

ハザード	システム・制度の沿革と法的根拠			所管組織（保健医療部門の位置付け）	リスクアセスメントの手法と活用方法	インテリジェンス機能（情報処理・分析）	情報発信・リスクコミュニケーションのあり方
	区分1	区分2	システム・制度の沿革と法的根拠				
人為的ハザード（テロ（化学、生物、放射線、核、爆発物など）、戦争、交通災害など）	区分1 交通災害	区分2 交通災害	システム・制度の沿革と法的根拠	位置付け	手法	機能	あり方
			<p>国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関する、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。</p>	<p>東京都では、都福祉保健局、区市町村、等が中心となり、自然災害発生時は応急対策として初動医療体制等、医薬品・医療資器材の供給、医療施設の確保、行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等が行われる⁵³。また、日本医師会は、都道府県医師会との緊密な連絡調整のもと、国等の災害対応に係る関係諸機関及び関係学会と相互に連携を図りながら、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を遂行することとなっている⁵⁴。</p>	<p>大規模事故に対しては、地域の特性を踏まえるとともに地域内の危険物施設等の状況を把握して対策を検討している。例えば、東京都では船舶、航空機、鉄道等における事故は、多数の人を巻き込み、社会的に大きな影響を及ぼす事故災害となる可能性があるとしており、船舶、航空機、鉄道道路等の概要を整理し対策を検討している⁵⁵。</p>	<p>大規模事故に対しては、船舶、航空機、鉄道等の事業者と情報発信の体制が整えられている。例えば、東京都では都庁を中心とした各事業者と情報収集・分析や応急対策を連携して実施する対応内容を定めている。</p>	<p>情報発信・リスクコミュニケーションのあり方</p> <p>大規模事故に対しては、船舶、航空機、鉄道等の事業者と情報発信の体制が整えられている。例えば、東京都では都庁を中心とした各事業者と情報収集・分析や応急対策を連携して実施する対応内容を定めている。</p>

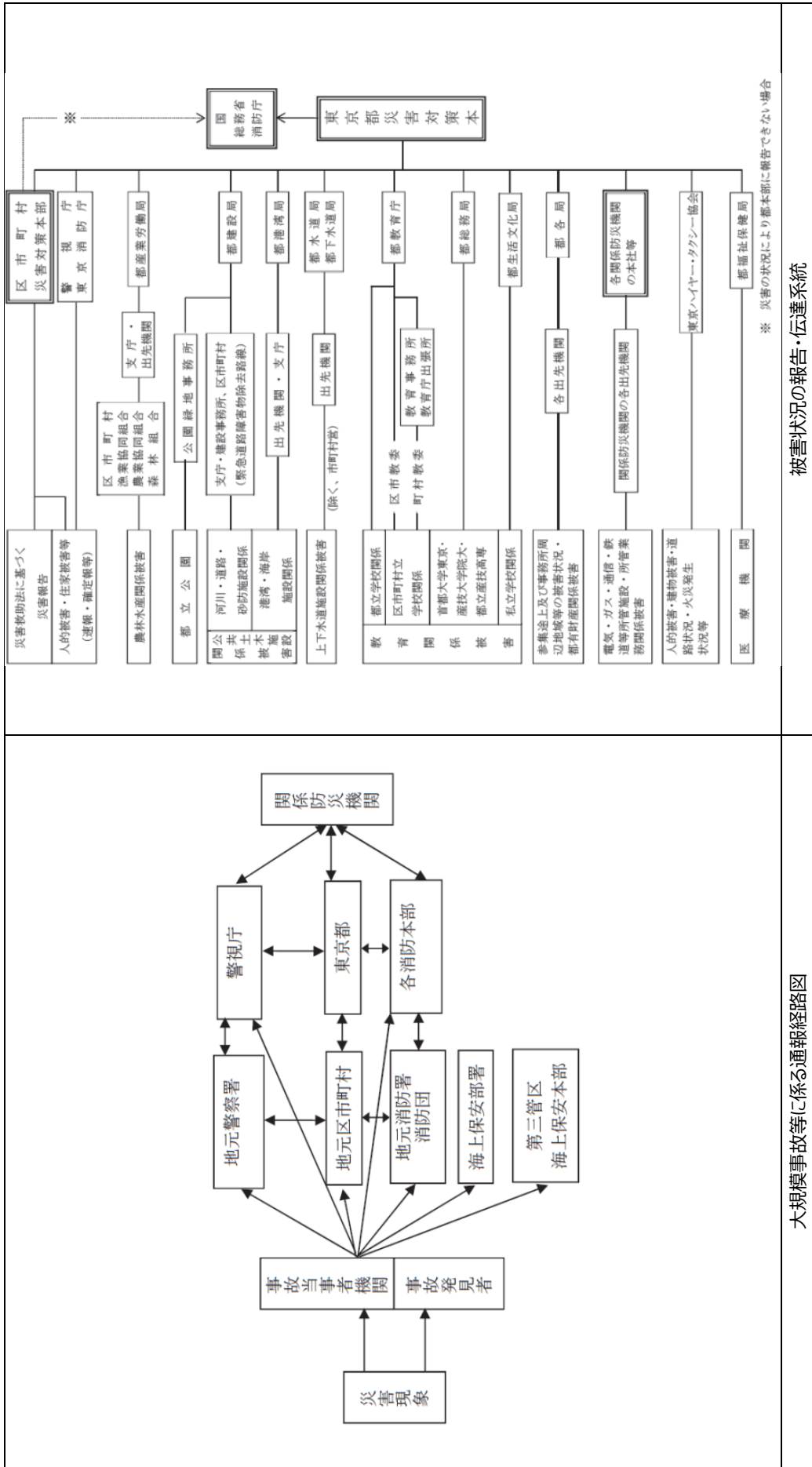
⁵² 災害対策基本法、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC00000000223>

⁵³ 東京都地域防災計画、東京都、<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/index.html>

⁵⁴ 公益社団法人日本医師会防災業務計画、令和2年6月1日改定、公益社団法人日本医師会、<https://www.med.or.jp/doctor/report/saigai/bousaikaikaku20200601.pdf>

⁵⁵ 東京都地域防災計画（大規模事故編）、東京都、https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/000/362/202102/1.pdf

図 10 人為的ハザード（交通災害）：大規模事故等に係る通報経路図、被害状況の報告・伝達系統（事例） 56

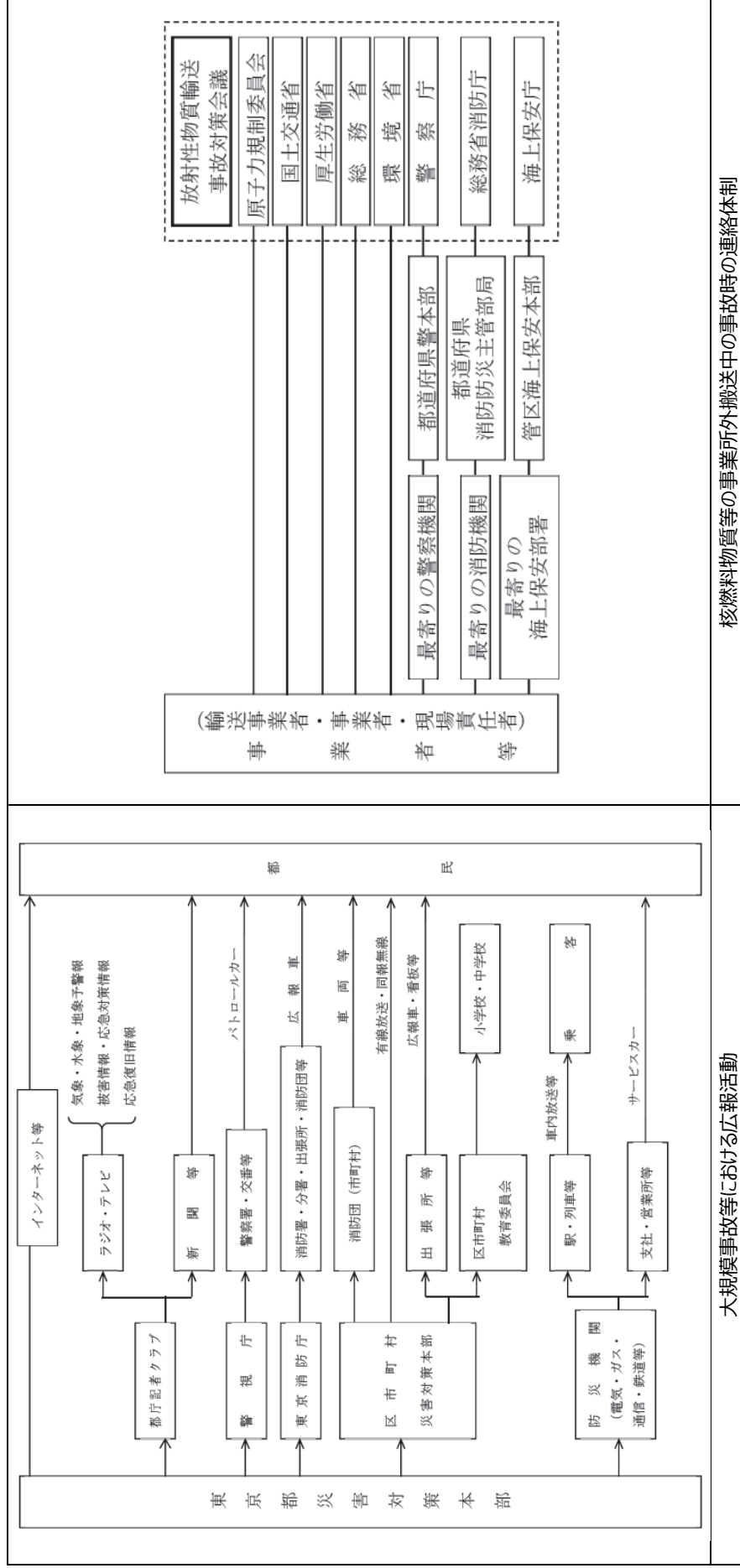


大規模事故等に係る通報経路図

被害状況の報告・伝達系統

56 東京都地域防災計画（大規模事故編）、東京都、https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/000/362/202102/1.pdf

図 11 人為的ハザード（交通災害）：大規模事故等における広報活動、核燃料物質等の事業所外搬送中の事故時の連絡体制（事例） 57



大規模事故等における広報活動

核燃料物質等の事業所外搬送中の事故時の連絡体制

57 東京都地域防災計画（大規模事故編）、東京都、https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/362/202102/1.pdf

表 7 人為的ハザード（交通災害）：船舶事故における各機関の応急対策の内容（事例） 58

機関名	内 容
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な船舶事故が発生した場合には、事故状況等の情報収集を行い、関係機関と緊密な連携を図り、応急対策に協力する。 ○ 東京港内における流出油事故発生時の油防除処理は、第一に原因者が処理対応を行うこととなっている。しかし、原因者が油防除処理作業を行えない場合や原因者不明の流出油事故の場合は、港湾管理者がオイルフェンス展張・放水かくはん等の油防除処理作業を実施し、被害の拡大を防止する。 ○ 島しょにおいては、海上保安庁、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。 また、救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を行う。
第 三 管 区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な船舶事故が発生した場合には、応急対策を統一のかつ強力に推進するため、組織の編成及び職員、船艇、航空機の動員を行う。 ○ 事故状況等の情報収集を行い、情報に基づき所要の活動体制を確立し、関係機関と緊密な連携を図り、人命救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を行う。
東 海 汽 船	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航行船舶に事故が発生したとき、船長は旅客の安全、船体、貨物の保全のために次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討 2 人身事故に対する早急な救護 3 船内及び船外への連絡方法の確立 4 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導 5 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

表 8 人為的ハザード（化学物質事故）（事例）

ハザード		システム・制度の沿革と法的根拠		所管組織（保健医療部門の位置付け）	リスクアセスメントの手法と活用方法	インテリジェンス機能（情報処理・分析）	情報発信・リスクコミュニケーションのあり方
区分1	区分2	法律名等	システム・制度名				
人為的ハザード（テロ（化学、生物、放射線、核、爆発物など）、戦争、交通災害など）	化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学法） は、化学物質排出・移動性及び化学物質安全度及び化学物質安全性データシート（MSDS）制度を通じ、事業者による化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とし、平成11年7月に制定され、平成12年3月に施行された。 ⁵⁹	PRTR 制度（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出・移動量届出制度）	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学法）は、化学物質排出・移動性及び化学物質安全度及び化学物質安全性データシート（MSDS）制度を通じ、事業者による化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とし、平成11年7月に制定され、平成12年3月に施行された。 ⁵⁹	事業者による化学物質管理は、地域における環境リスクを低減させるように行われる必要がある。このため、地方公共団体における地域の環境リスク評価、事業者による PRTR データを用いた地域の環境リスクへの寄与の分析等の取組が行われている。 ⁶¹	事故が発生した際には、通報又は連絡を受けた後に速やかに体制を確立し、関係部局との連絡を密に行って情報を共有しながら対処することになっている。 ⁶²	化学法においては、国、地方公共団体及び事業者は、化学物質管理に関する国民の理解を深めるよう努めるべきとされている。環境省においては、リスクコミュニケーションの推進のため、化学物質と環境円卓会議の開催、化学物質アドバイザーの派遣、学習資料の提供等の取組を進めている。 ⁶³

⁵⁹ 化学物質排出把握管理促進法の施行の状況及び今後の課題について、化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会、<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/kondankai/houkokusyo/houkokusyo.pdf>

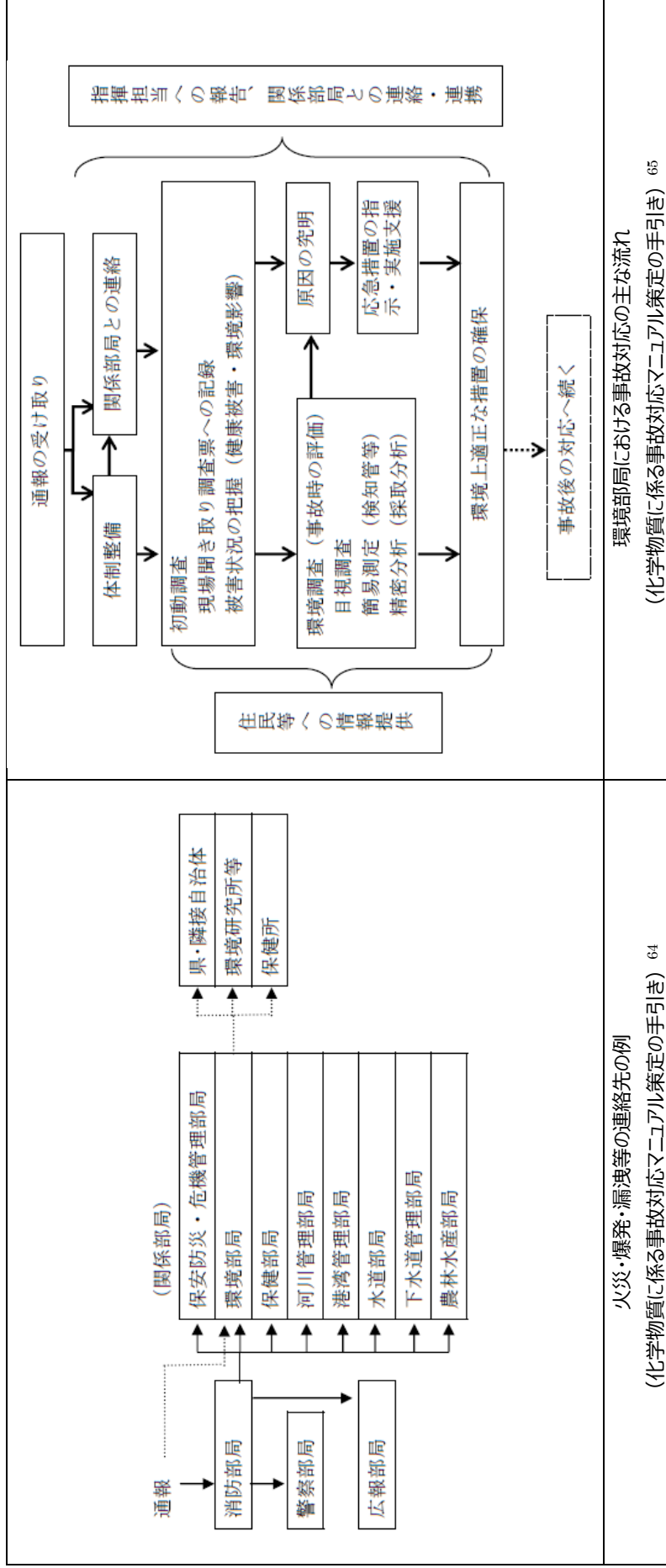
⁶⁰ 自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き、環境省、<https://www.env.go.jp/press/files/jp/13403.pdf>

⁶¹ 化学物質排出把握管理促進法の施行の状況及び今後の課題について、化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会、<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/kondankai/houkokusyo/houkokusyo.pdf>

⁶² 自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き、環境省、<https://www.env.go.jp/press/files/jp/13403.pdf>

⁶³ 化学物質排出把握管理促進法の施行の状況及び今後の課題について、化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会、<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/kondankai/houkokusyo/houkokusyo.pdf>

図 12 人為的ハザード（化学物質事故）：関係部局の連絡先の主な流れ（事例）



64 自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き、環境省、<https://www.env.go.jp/press/files/jp/13403.pdf>

65 自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き、環境省、<https://www.env.go.jp/press/files/jp/13403.pdf>

調査対象組織一覧

中央省庁

- 厚生労働省
- 経済産業省
- 環境省
- 内閣官房
- 内閣府
- 国家公安委員会
- 警察庁
- 金融庁
- 消費者庁
- 総務省
- 消防庁
- 法務省
- 外務省
- 財務省
- 国税庁
- 文部科学省
- 文化庁
- 厚生労働省
- 農林水産省
- 経済産業省
- 資源エネルギー庁
- 中小企業庁
- 国土交通省
- 観光庁
- 国土地理院
- 気象庁
- 海上保安庁
- 原子力規制委員会
- 防衛省
- 防衛装備庁
- 首相官邸
- デジタル庁
- 公安調査庁
- 文部科学省
- スポーツ庁
- 文化庁

- 農林水産省
- 林野庁
- 水産庁

地方公共団体（都道府県・市区町村）

- 北海道
- 北海道千歳市
- 北海道苫小牧市
- 北海道函館市
- 北海道釧路市
- 北海道登別市
- 北海道伊達市
- 北海道恵庭市
- 北海道厚真町
- 北海道安平町
- 北海道むかわ町
- 北海道上川町
- 北海道新得町
- 北海道上士幌町
- 北海道白糠町
- 北海道洞爺湖町
- 北海道美瑛町
- 北海道上富良野町
- 北海道七飯町
- 北海道鹿部町
- 北海道森町
- 北海道壮瞥町
- 北海道津別町
- 北海道足寄町
- 北海道中標津町
- 北海道弟子屈町
- 北海道羅臼町
- 北海道斜里町
- 北海道美幌町
- 北海道鶴居村
- 青森県
- 青森県青森市

- 青森県むつ市
- 青森県弘前市
- 青森県平川市
- 青森県鮎ヶ沢町
- 青森県西目屋村
- 岩手県
- 岩手県一関市
- 岩手県盛岡市
- 岩手県八幡平市
- 岩手県雫石町
- 岩手県滝沢村
- 宮城県
- 宮城県白石市
- 宮城県蔵王町
- 宮城県七ヶ宿町
- 宮城県川崎町
- 秋田県
- 秋田県鹿角市
- 秋田県仙北市
- 秋田県由利本荘市
- 秋田県にかほ市
- 秋田県小坂町
- 山形県
- 山形県山形市
- 山形県米沢市
- 山形県上山市
- 山形県酒田市
- 山形県遊佐町
- 山形県大蔵村
- 福島県
- 福島県福島市
- 福島県郡山市
- 福島県二本松市
- 福島県本宮市
- 福島県猪苗代町
- 福島県大玉村
- 福島県西郷村
- 茨城県
- 栃木県
- 栃木県日光市
- 栃木県那須塩原市
- 栃木県那須町
- 栃木県塩谷町
- 群馬県
- 群馬県高崎市
- 群馬県渋川市
- 群馬県小諸市
- 群馬県草津町
- 群馬県長野原町
- 群馬県東吾妻町
- 群馬県嬭恋村
- 群馬県片品村
- 埼玉県
- 千葉県
- 東京都
- 東京都大島町
- 神奈川県
- 神奈川県横浜市
- 神奈川県茅ヶ崎市
- 神奈川県小田原市
- 神奈川県南足柄市
- 神奈川県箱根町
- 神奈川県山北町
- 神奈川県松田町
- 神奈川県大井町
- 新潟県
- 新潟県上越市
- 新潟県糸魚川市
- 新潟県妙高市
- 山梨県
- 山梨県富士吉田市
- 山梨県身延町
- 山梨県西桂町
- 山梨県富士河口湖町
- 山梨県山中湖村
- 長野県
- 長野県松本市
- 長野県大町市

- 長野県茅野市
- 長野県佐久市
- 長野県軽井沢町
- 長野県佐久穂町
- 長野県木曾町
- 長野県御代田町
- 長野県王滝村
- 富山県
- 石川県
- 岐阜県
- 岐阜県羽島市
- 岐阜県高山市
- 岐阜県下呂市
- 岐阜県白川村
- 静岡県
- 静岡県富士宮市
- 静岡県富士市
- 静岡県三島市
- 静岡県伊東市
- 静岡県伊豆市
- 静岡県伊豆の国市
- 静岡県御殿場市
- 静岡県裾野市
- 静岡県長泉町
- 愛知県
- 三重県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 大阪府大阪市
- 兵庫県
- 兵庫県芦屋市
- 奈良県
- 和歌山県
- 鳥取県
- 島根県
- 岡山県
- 広島県
- 山口県
- 徳島県
- 香川県
- 高知県
- 愛媛県
- 福岡県
- 佐賀県
- 長崎県
- 長崎県島原市
- 長崎県南島原市
- 熊本県
- 熊本県阿蘇市
- 熊本県南阿蘇村
- 大分県
- 大分県別府市
- 大分県宇佐市
- 大分県由布市
- 宮崎県
- 宮崎県えびの市
- 宮崎県小林市
- 宮崎県都城市
- 鹿児島県
- 鹿児島県霧島市
- 鹿児島県鹿児島市
- 鹿児島県垂水市
- 鹿児島県始良市
- 鹿児島県屋久島町
- 鹿児島県十島村
- 沖縄県

研究機関

- 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 独立行政法人国立病院機構

- 独立行政法人地域医療機能推進機構防
災業務計画
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術
総合研究機構
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 国立研究開発法人土木研究所
- 国立研究開発法人建築研究所
- 国立研究開発法人海上・港湾・航空技
術研究所
- 独立行政法人水資源機構
- 独立行政法人都市再生機構
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務
返済機構
- 日本銀行
- 日本赤十字社
- 日本放送協会
- 電力広域的運営推進機関
- 公益社団法人全日本トラック協会
- 一般社団法人全国建設業協会
- 公益社団法人日本医師会
- 一般社団法人日本建設業連合会
- 一般社団法人全国中小建設業協会
- 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 独立行政法人情報処理推進機構
- 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 一般財団法人海上災害防止センター
- 国立保健医療科学院
- 中部国際空港株式会社
- 北海道旅客鉄道株式会社
- 東日本旅客鉄道株式会社
- 東海旅客鉄道株式会社
- 西日本旅客鉄道株式会社
- 四国旅客鉄道株式会社
- 九州旅客鉄道株式会社
- 日本貨物鉄道株式会社
- 日本電信電話株式会社
- 東日本電信電話株式会社
- 西日本電信電話株式会社
- 日本郵便株式会社
- 東京瓦斯株式会社
- 大阪瓦斯株式会社
- 東邦瓦斯株式会社
- 西部瓦斯株式会社
- 岩谷産業株式会社
- アストモスエネルギー株式会社
- ENEOS グローブ株式会社
- ジクシス株式会社
- 出光興産株式会社
- 太陽石油株式会社
- コスモ石油株式会社
- 富士石油株式会社
- ENEOS 株式会社
- 日本通運株式会社
- 福山通運株式会社
- 佐川急便株式会社
- ヤマト運輸株式会社
- 西濃運輸株式会社
- 北海道電力株式会社
- 北海道電力ネットワーク株式会社
- 東北電力株式会社
- 東北電力ネットワーク株式会社
- 東京電力ホールディングス株式会社
- 東京電力ニューアブルパワー株式会社
- 東京電力パワーグリッド株式会社
- 東京電力エナジーパートナー株式会社
- 北陸電力株式会社

民間事業者

- 医学書院
- 東日本高速道路株式会社
- 首都高速道路株式会社
- 中日本高速道路株式会社
- 西日本高速道路株式会社
- 阪神高速道路株式会社
- 本州四国連絡高速道路株式会社
- 成田国際空港株式会社
- 新関西国際空港株式会社

- 北陸電力送配電株式会社
- 中部電力株式会社
- 中部電力パワーグリッド株式会社
- 中部電力ミライズ株式会社
- 関西電力株式会社
- 関西電力送配電株式会社
- 中国電力株式会社
- 中国電力ネットワーク株式会社
- 四国電力株式会社
- 四国電力送配電株式会社
- 九州電力株式会社
- 九州電力送配電株式会社
- 沖縄電力株式会社
- 株式会社 JERA
- 電源開発株式会社
- 電源開発送変電ネットワーク株式会社
- 日本原子力発電株式会社
- KDDI 株式会社
- 株式会社 NTT ドコモ
- エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ソフトバンク株式会社
- 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 株式会社イトーヨーカ堂
- イオン株式会社
- ユニー株式会社
- 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- 株式会社ローソン
- 株式会社ファミリーマート
- 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- 東日本高速道路株式会社
- 首都高速道路株式会社
- 中日本高速道路株式会社
- 西日本高速道路株式会社
- 阪神高速道路株式会社
- 本州四国連絡高速道路株式会社
- 新関西国際空港株式会社
- 中部国際空港株式会社
- 成田国際空港株式会社
- 日本郵便株式会社
- 日本放送協会
- 朝日放送テレビ株式会社
- 株式会社 C B C テレビ
- 株式会社 T B S テレビ
- 株式会社 テレビ朝日
- 株式会社 テレビ東京
- 株式会社 フジテレビジョン
- 株式会社 毎日放送
- 関西テレビ放送株式会社
- 中京テレビ放送株式会社
- 東海テレビ放送株式会社
- 名古屋テレビ放送株式会社
- 日本テレビ放送網株式会社
- 読賣テレビ放送株式会社
- 朝日放送ラジオ株式会社
- 大阪放送株式会社
- 株式会社 C B C ラジオ
- 株式会社 T B S ラジオ
- 株式会社 日経ラジオ社
- 株式会社 ニッポン放送
- 株式会社 文化放送
- 東海ラジオ放送株式会社
- 株式会社 M B S ラジオ
- オーシャントランス株式会社
- 株式会社 フェリーさんふらわあ
- 株式会社 名門大洋フェリー
- 商船三井フェリー株式会社
- 新日本海フェリー株式会社
- 太平洋フェリー株式会社
- 阪九フェリー株式会社
- マルエーフェリー株式会社
- 宮崎カーフェリー株式会社
- J R 九州バス株式会社
- ジェイアール四国バス株式会社
- ジェイアール東海バス株式会社
- ジェイアールバス関東株式会社

- ジェイアールバス東北株式会社
- ジェイ・アール北海道バス株式会社
- 中国ジェイアールバス株式会社
- 西日本ジェイアールバス株式会社
- 小田急バス株式会社
- 神奈川中央交通株式会社
- 近鉄バス株式会社
- 京王電鉄バス株式会社
- 京成バス株式会社
- 京阪バス株式会社
- 京浜急行バス株式会社
- 国際興業株式会社
- 西武バス株式会社
- 東急バス株式会社
- 東都観光バス株式会社
- 東武バスセントラル株式会社
- 南海バス株式会社
- 日本交通株式会社
- 阪急バス株式会社
- 阪神バス株式会社
- 三重交通株式会社
- 名阪近鉄バス株式会社
- ANAウイングス株式会社
- 株式会社AIRDO
- 株式会社スターフライヤー
- 株式会社ソラシドエア
- スカイマーク株式会社
- 全日本空輸株式会社
- 日本航空株式会社
- 日本トランスオーシャン航空株式会社
- 北海道旅客鉄道株式会社
- 四国旅客鉄道株式会社
- 九州旅客鉄道株式会社
- 日本貨物鉄道株式会社
- 東京地下鉄株式会社
- 東海旅客鉄道株式会社
- 西日本旅客鉄道株式会社
- 東日本旅客鉄道株式会社
- 小田急電鉄株式会社
- 近畿日本鉄道株式会社
- 京王電鉄株式会社
- 京成電鉄株式会社
- 京阪電気鉄道株式会社
- 京浜急行電鉄株式会社
- 相模鉄道株式会社
- 西武鉄道株式会社
- 東急電鉄株式会社
- 東武鉄道株式会社
- 名古屋鉄道株式会社
- 南海電気鉄道株式会社
- 西日本鉄道株式会社
- 阪急電鉄株式会社
- 阪神電気鉄道株式会社
- 井本商運株式会社
- 川崎近海汽船株式会社
- 近海郵船株式会社
- 栗林商船株式会社
- 琉球海運株式会社
- 佐川急便株式会社
- 西濃運輸株式会社
- 日本通運株式会社
- 福山通運株式会社
- ヤマト運輸株式会社
- JASTRO 日本放射線腫瘍学会